## アンケート結果概要

「」は集計結果であり、「」は主な意見等である。

鑑定人に対するアンケート結果

「鑑定人に選任された回数について1

複数回,鑑定人に選任された方が多い(6割強)。

「鑑定手続の説明や鑑定事項等について ]

鑑定手続については、概ね必要に応じて適切な説明が行われているが、より詳細な説明を求める意見もあり。

大変詳しく丁寧な説明を受けた。

鑑定事項について十分な打合せができた。

(鑑定事項は)やや事項が多すぎ,重複などもある。核心をつく明快な事項に 絞ってもらいたい。

# 「鑑定人質問について]

直接説明した方がわかりやすいと考えている。

必要と思われることもあるが,多忙のため呼び出しに応じられないこともある。

## 「事件終了の通知について]

ほとんどの場合に事件終了の通知がされている(8割強)。

前回鑑定を行った時は,事後の連絡は全くなく,鑑定書がどのように役立ったのか全く不明であり,不愉快であったが,今回は丁寧な説明があり,鑑定が役立ってよかったと思っている。

裁判で鑑定が有用であったのか,採用されなかったのか,結果について知りたいという気持ちはある。

#### 「その他1

医事関係訴訟委員会は,患者,医療側,裁判所のいずれにも有用な委員会であると思うので鋭意協力させていただくが,理想的には裁判になる前に中立的審査委員会のような機構が国の制度としてあればと願っている。

原告,被告両者の代理人には,事件に関する医学的知識を,文献のみならず, 専門の医師からも可能な限り得るように努力していただきたい。本質的議論が 中心になるべきと考える。

裁判所に対するアンケート結果

# 「事件の終了事由について1

判決で終了した事件数と和解で終了した事件数がほぼ同数である。

# 「鑑定が当該裁判手続の中でどのように役立ったかについて 1

裁判所の和解案に基づいて和解が成立したものであるが、被告側に過失があったと考えられるものの、因果関係があったかどうかは不明であることがかなり明確に示されていたため、和解金額の設定や、当事者の説得をよりスムーズに行うことができたという印象である。

鑑定の結果に沿った形で双方が合意に至ることができた。具体的には,被告に 過失があることを前提に,鑑定人が指摘する救命可能性を和解金額算定の参考 とし,双方の納得を得ることができた。鑑定書に因果関係(救命可能性)とし て参考となる具体的数値が挙げられていたため,参考になった。

鑑定書において,結論だけでなく,具体的かつ詳細な説明がなされていたことから,その後の最終的な主張整理ないし立証活動の指針となり,争点に関する議論がより深まった。

鑑定結果には被告から疑義が呈されたものの,鑑定書において鑑定人の判断過程が具体的に記載されていて,和解が成立しやすかった。

### 「本件の鑑定手続について ]

鑑定人の選任に時間を要したが、結論的には双方の納得できる解決となった。 難しい事件では、やはり鑑定がないと当事者の納得が得られない。

鑑定の結果は非常に有用であったが,提出期限の延長申出が繰り返され,裁判の進行が遅れたことは否めない。鑑定人の方も多忙な職務をお持ちであることは重々承知しているが,お約束いただいた期限は遵守していただきたい。

訴訟代理人に対するアンケート結果

[提出された鑑定書について]

当方に不利な鑑定結果であったが公正な記述と思われた。

鑑定人の意見が明確に出されているし,納得できる根拠も示されており,よかったと思う。

内容は詳細で誠実に鑑定していただいたと思っているが,最も肝心な因果関係の判断部分が不明確であったため,その解釈につき当事者間に争いが残ってしまった。

鑑定の理由が極めて簡略であるため,鑑定人の判断の根拠が不明確であった。 鑑定人が一部の鑑定事項について専門外であるとして鑑定しなかった。

鑑定事項以外の点について、鑑定人の感想ともいえる記載があった。臨床医の素直な感想であったとは思うが、当事者がこれまで主張してきた争点整理と全く無関係な新争点での和解をすることになったという印象をクライアントは持ったと思われる。クライアントは不意打ちの印象が強かったと思う。

#### 「本件の鑑定手続について 1

鑑定人推薦依頼から鑑定書提出まで,かなりの時間を要したが,鑑定人の書面尋問には迅速な回答が得られた。その結果が和解成立になったので,大変良かったと考えている。

鑑定人に対する法廷での質問の機会がなかった。

鑑定人に対し,鑑定人尋問に代えて,再質問がされることとなったが,このときは,裁判所のリードの下で,双方代理人から詳細な質問事項を出し合って, 当初の鑑定の疑問点をクリアする回答を得ることができた。

鑑定人の選任や鑑定に要する時間がもっと短縮できるとよい。

#### アンケートの回収率

鑑 定 人:約9割

裁 判 所:10割

訴訟代理人:約5割

(平成18年1月から平成20年3月までの割合)